

船員電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令案について

令和元年 12 月
海事局船員政策課

1. 改正の趣旨

船員電離放射線障害防止規則（昭和 48 年運輸省令第 21 号。以下「船員電離則」という。）は、船員の電離放射線による障害の防止に関し、船舶所有者のとるべき措置及びその基準並びに船員の遵守すべき事項を定めている。

先般、放射線障害の防止に関する技術的基準の斉一を図ることを目的とする放射線審議会が、国際放射線防護委員会の勧告や諸外国の法令等を踏まえ、眼の水晶体の被ばく限度等に関する「眼の水晶体に係る放射線防護の在り方について（意見具申）」を取りまとめたところ。

このため、放射線業務に従事する船員が眼の水晶体に受ける被ばく限度等について、放射線審議会の取りまとめを受けた見直しを行うため、船員電離則について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

- (1) 放射線業務に従事する船員が眼の水晶体に受ける等価線量の限度を厳格化し、5年間で 100 ミリシーベルト、かつ、いずれの 1 年においても 50 ミリシーベルトを超えないこととする。（船員電離則第 7 条関係）
- (2) 放射線業務に従事する船員等が受ける外部被ばくによる線量の測定は、1 センチメートル線量当量、3 ミリメートル線量当量又は 70 マイクロメートル線量当量のうち、いずれか適切なものによることとする。（同第 12 条関係）
- (3) 放射線業務従事者が眼の水晶体に受ける等価線量について、3 月ごと及び 1 年ごとの合計に加え、5 年ごとの合計も記録することとする。（同第 13 条関係）
- (4) その他、船員電離放射線健康診断結果報告書様式について所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和 2 年 4 月 1 日

施行：令和 3 年 4 月 1 日